タイでの投資（投資に関する法令、企業進出の形態等）

最近の為替相場は急激な円安バーツ高（2013 年 1 月末現在）が進んでいますが、チャイナリスクという言葉が一般的になりつつある今日、東南アジア（特にタイ）への投資が活発な状況であることに変わりはありません。
1997 年からバンコクにて経営コンサルタント業を行っている弊社の経験に基づき、タイでの投資について数回に分けて詳しく説明します。

タイでは、外国企業が進出する際の法律（奨励等）が明確に定められており、法人設立などの際にはその法律に基づいた手続が必要となります。

投資に関する主な法律を以下のとおりご紹介します。

○外国人事業法
外国人が事業を行う際の規制を目的として1972 年に制定されたもので、外国からの投資を積極的に受け入れるため1999 年に改正され2003 年から施行されています。この法律は外国企業の定義が明確で、外資比率が50%以上の場合に外国企業とみなされ規制の対象となります。なお、例えば資本比率がタイ企業51%、外国企業49%の場合は、タイ企業とみなされ規制の対象から外れることになります。

○投資奨励法
タイでは、産業の振興のため、新規の法人設立を奨励しており、BOI（投資委員会）などの恩恵制度があります。オフィスや工場を登記する所在地がバンコク中心部から近いところがゾーン1、距離が遠くなるに従いゾーン2、ゾーン3と区分されており、ゾーンによって法人税の免除年数が違うなど恩恵が異なります。そのほか、法人登記の際の土地の所有、外国人労働許可（ワークパーミット）の簡素化などの恩恵があり、外国企業だけでなくタイ企業も対象となります。

恩恵を受けるには、奨励対象事業についてBOI（投資委員会） へ申請を行い、委員会の審査を経て認可を受ける必要があります。製造業については、2000年から輸出比率に関係なく外資100％での法人設立が認められており、また、2001 年12 月には法人所得税の免税額に上限が設けられました。

投資奨励法は1977 年に制定され、1991 年、2001 年と2回改正が行われています。なお、投資奨励策の見直しが進められており、2013年央には、恩恵付与の基準もゾーンによるものから業種によるものへ改正される予定です。

【企業進出の方法】

タイで現地法人を設立する場合、以下の方法があります。

1. BOI（投資委員会）による優遇措置を受けて進出

投資奨励法により、BOI(投資委員会)から認可を受けて事業を行う場合は、外国人事業法の規制は適用されず、タイの産業や技術発展に寄与する奨励業種であれば製造業に限らず外資100％での法人設立が認められています。

2. IEAT（タイ工業団地公社）による優遇措置を受けて進出

IEAT（タイ工業団地公社）の管理する工業団地に入居する場合、IEAT への土地使用申請が必要であり、タイの産業や技術発展に寄与する事業に限り許可されます。BOI（投資委員会）の審査と異なり、団地内での企業活動の秩序、公害防止や環境対策がしっかり行われるかなどが審査対象となります。許可を得た場合、IEAT（タイ工業団地公社） と入居企業との間で土地使用契約書を締結することとなり、土地所有の許可、労働許可取得の簡素化、機械や原材料などの輸入税やその他の関税の免除などの優遇措置があります。しかし、法人所得税の減免措置までは与えられないことが多く、BOI（投資委員会）を活用するのが一般的となっています。

3. 上述の1.と2.のいずれの奨励制度も受けずに進出
外資50%以上の場合は、外国人事業法の規制対象であり、進出の際に特別な恩恵は受けられません。

【進出形態】
外国企業がタイに進出する場合、以下の形態があり、現地法人の設立が最も多くなっています。

1.現地法人の設立
2.駐在員事務所の設立
3.支店の設立（銀行など）
4.現地企業への出資（取引先などへの株式出資）

外国人事業法により、外資50%以上での参入が禁止されているのは、農業、漁業や、サービス業などタイ企業の競争力が未熟な業種（外資規制法で定める43業種）です。製造業などは対象外であり、外資50%以上での参入が可能となっています。

次回は、BOI（投資委員会）の優遇措置を受けるための条件や、法人設立後の動きについてご紹介します。

【岡山県タイビジネスサポートデスク】

＜＜日本国内デスク　（株式会社アークビジネスサーチ内）＞＞
【所在地】: 東京都千代田区神田小川町 1-11-8 大竹ビル 7 階
【担当者】: 志賀 敦（しが あつし）

＜＜タイ/バンコク現地デスク　（ARK ENTERPRISE CO., LTD.内）＞＞
【所在地】: 138 Boonmitr Bldg., 3rd Floor, Rm.A2, Silom Rd., Suriyawong, Bangrak Bangkok, 10500 Thailand
【担当者】: 福田 淳（ふくだ じゅん）

※デスクのご利用にあたっては、まず岡山県産業企画課(086-226-7365)へご相談ください。